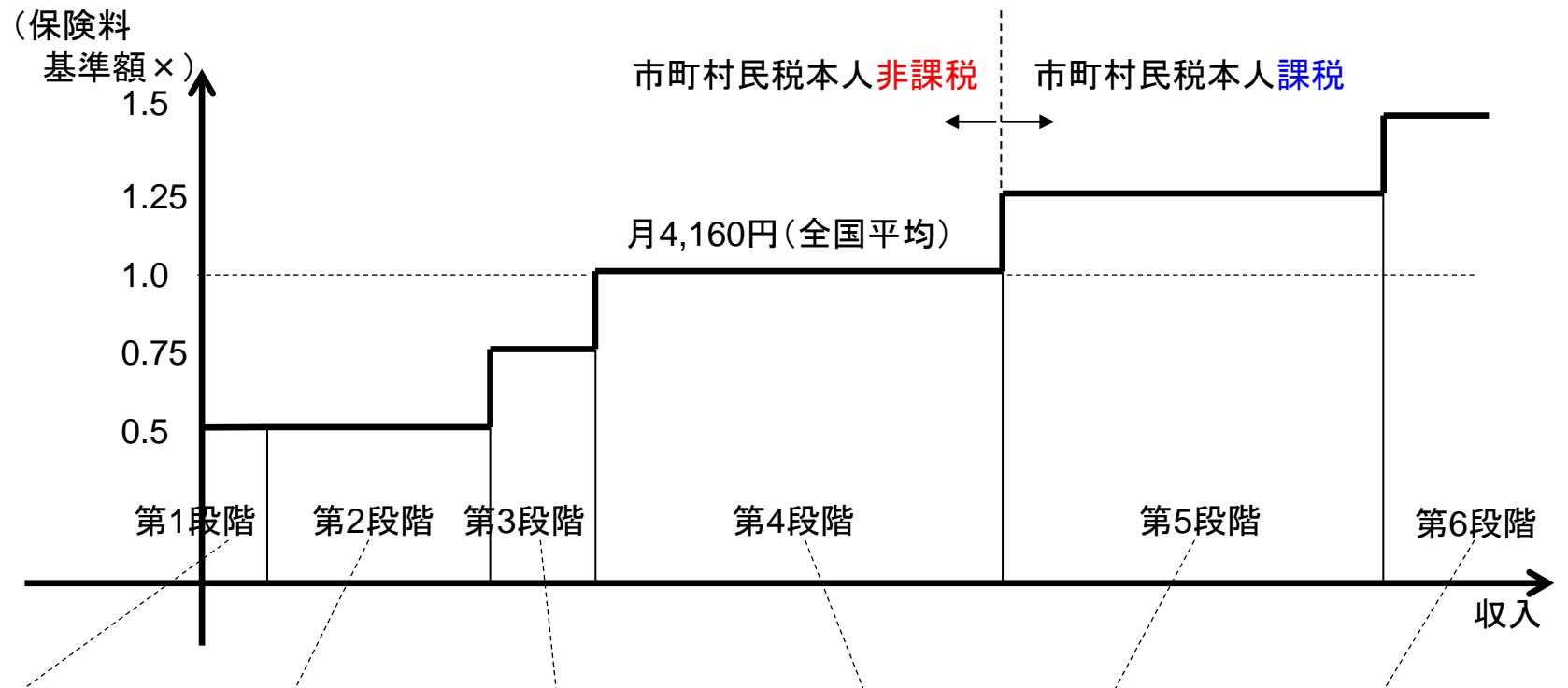


1号保険料の低所得者 保険料軽減強化

高齢者の保険料(第1号保険料)について

低所得者等に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて段階別に設定されている。(標準は6段階)

第1号被保険者数:28,848,463人(平成21年度末現在)



第1段階
生活保護被保護者、
世帯全員が市町村民税
非課税の老齢福祉年金受給者等

第2段階
世帯全員が市町村民税
非課税
かつ本人年金収入
80万円以下等

第3段階
世帯全員が市町村民税
非課税
かつ本人年金収入
80万円超等

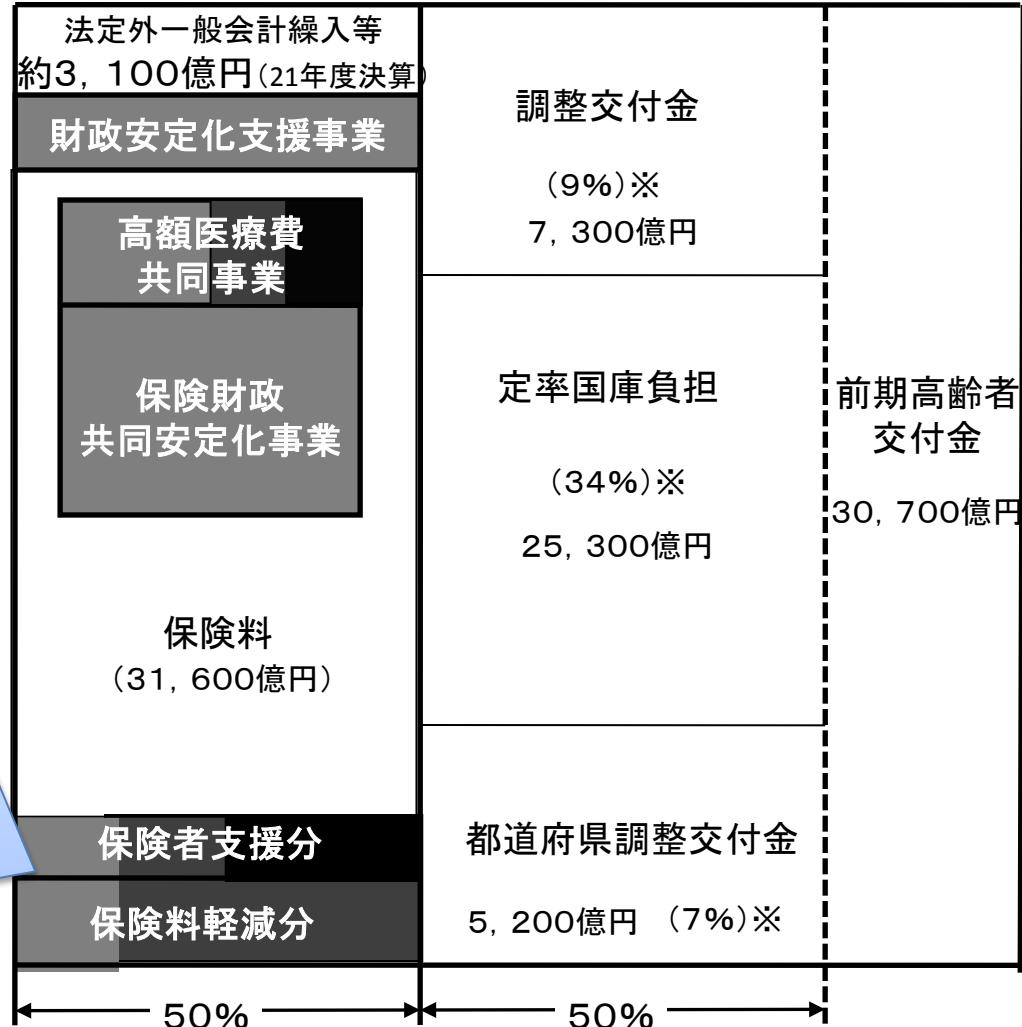
第4段階
本人が市町村民税
非課税
(世帯に課税者が
いる)

第5段階
市町村民税課税かつ
基準所得金額
200万円未満

第6段階
市町村民税課税かつ
基準所得金額200万
円以上

国保財政における保険料軽減(保険基盤安定制度)

医療給付費等総額：約10兆7,600億円(23年度予算案ベース)



保険基盤安定制度により、低所得者の保険料軽減分等について公費で補填。

【保険者支援分】

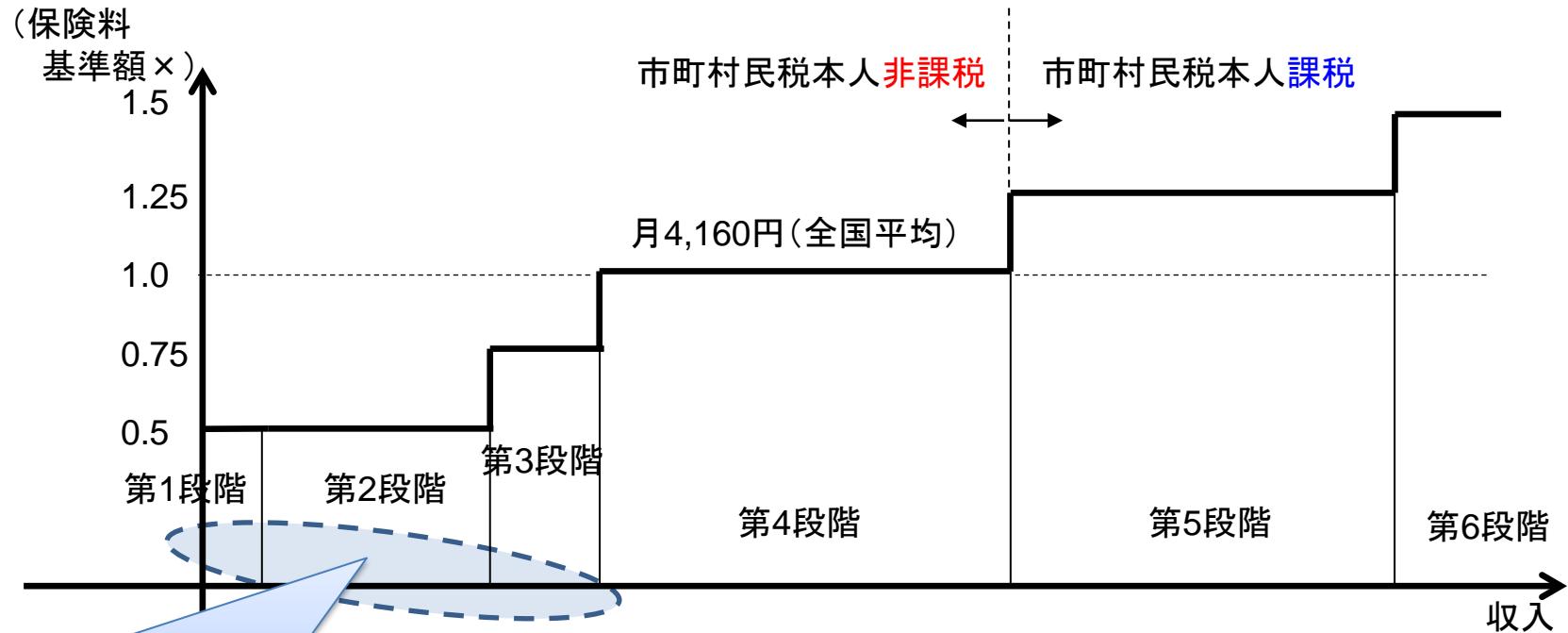
- 事業規模: 950億円

【保険料軽減分】

- 事業規模: 3,820億円

※ それぞれ給付費等の9%、34%、7%の割合を基本とするが、地方単独措置に係る波及増分のカットがあること等から、実際の割合はこれと異なる。

保険料減免と公費による補助のイメージ



負担能力に応じた保険料減免を行い、減免分を公費により補填。

- 社会保障・税一体改革成案工程表(抄)
・ 1号保険料の低所得者保険料軽減強化
(~1,300億円)

※ どのような範囲・条件で減免を行うかについては、財源・制度設計により変わるため、あくまで上記の図は一つのイメージである。

保険者による低所得者に対する保険料の単独減免実施例

市町村名	実施対象者	減免率
A市	<p>保険料が第3段階以上で、次のすべての基準を満たす第1号被保険者。</p> <p>①前年中の収入の合計が単身世帯で120万円、2人世帯で160万円(以降1人につき50万円を加算)以下 ②世帯全員の預貯金の合計額が350万円以下 ③別世帯の市町村民税課税者に扶養されていない ④世帯全員が居住用もしくは事業用以外の不動産を所有していない</p>	第1、第2段階相当の金額まで減額。
B市	<p>1 所得段階第1～2段階(生活保護受給者を除く)の者で、次の全てにあてはまる方</p> <p>①前年中の世帯全員の年間収入合計額が60万円以下の方(世帯が2人以上の場合は、1名増えるごとに158,000円を加算した額) ②市民税課税者と生計を同一にしている方、またはその方の扶養(税制上の扶養親族、医療保険の被扶養者)でない方 ③世帯全員の預貯金などの合計が、350万円以下の方 ④世帯全員が、居住用不動産以外に処分可能な不動産を持っていない方</p> <p>2 所得段階第2～3段階の者で、次の全てにあてはまる方</p> <p>①前年中の世帯全員の年間収入合計額が120万円以下の方(世帯が2人以上の場合は、1名増えるごとに315,000円を加算した額) ②市民税課税者と生計を同一にしている方、またはその方の扶養(税制上の扶養親族、医療保険の被扶養者)でない方 ③世帯全員の預貯金などの合計が、350万円以下の方 ④世帯全員が、居住用不動産以外に処分可能な不動産を持っていない方</p>	1: 各段階保険料額の1/2 2: 各段階保険料額の2/3
C市	<p>(1)所得段階区分が第3段階で以下の条件をすべて満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の前年の収入の合計額が単身の場合120万円以下(世帯員1名増ごとに48万円を加算)であること ・世帯全員の預貯金額等の合計額が単身の場合240万円以下(世帯員1名ごとに96万円を加算)であること ・居住用以外の土地及び家屋を保有していないこと ・他の世帯に属する者の所得税・市町村民税の扶養親族になっていないこと ・他の世帯に属する者の医療保険の被扶養者になっていないこと <p>(2)所得段階区分が第1～3段階(生活保護受給者は除く)で以下の条件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の前年の収入の合計額が単身の場合60万円以下(世帯員1名増ごとに24万円を加算)であること ・世帯全員の預貯金額等の合計額が単身の場合240万円以下(世帯員1名増ごとに96万円を加算)であること ・居住用以外の土地及び家屋を保有していないこと ・他の世帯に属する者の所得税・市町村民税の扶養親族になっていないこと ・他の世帯に属する者の医療保険の被扶養者になっていないこと 	(1)第1・2段階の保険料(基準額×1/2)相當に減額 (2)第1・2段階の保険料の半額(基準額×1/4)相當に減額

低所得者の保険料軽減強化の考え方について

- 現行の保険料は、所得段階別に原則として6段階設定となっており、被保険者の所得が低い場合には、保険料負担も低くなる仕組みとなっている。
- 今後、高齢化の進行に伴い保険料水準も上昇することを踏まえ、どのような考え方で低所得者の保険料軽減の強化を図っていくか。
- 保険者によっては、現行の保険料段階は維持した上で、資産や扶養義務の状況から負担能力がないと認められる者について、基準額に乘じる割合を更に引き下げるという方法をとっているが、このような方策で保険料軽減の強化を図ることについてどう考えるか。